



40歳から学ぶ 介護保険

柴本 美佐代

原則できないのです。
まず申請は、役所の窓口や地域包括支援センターなどで

意見書、訪問調査などの手続きが必要で、約1カ月かかりますので、すぐに使うことも

Q 介護保険は65歳以上で介護が必要となったら、誰でもすぐに利用できるのでしょうか？
A 65歳以上で介護を必要としている状態でも、認定を受けてからでないとして認定には申請や主治医の意見書、訪問調査などの手続きが必要で、約1カ月かかりますので、すぐに使うことも原則できないのです。

Question 4 必要となったらすぐに利用できるの？

介護サービスを利用するまでの流れ



介護保険証を持参して行います。主治医の意見書は役所から請求しますので、診断書のように自分で用意する必要はありません。でも、主治医に対して介護認定の申請をしたことを伝え、現在の状況を簡潔書きしたメモなどできちんと伝えておくことが大切です。

その後、訪問調査の日程が調整され、本人や家族に聞き取り調査などが行われます。74項目の全国共通の調査票を基にチェックされますが、その際、特に伝えたいことは調査員にきちんと補足しましょう。お年寄りの中には、聞かれたことに対し、全て「できる」と答えてしまう人もいますし、まだら状態の認知症などではきちんと調査しきれないこともあるからです。こうして調査が行われた後、審査会を経て介護度が決められます。この時に

こうして調査が行われた後、審査会を経て介護度が決められます。この時に

認定受け、ケアプラン決めてから

重要になるのが主治医の意見書と調査員が記載する特記事項です。主治医や調査員に正しく現状を伝えておくことが大切な理由です。

認定が下りても、利用は1カ月の利用計画(ケアプラン)を決めてからなので、ほとんどの人はケアマネジャーに依頼します(要支援の人は地域包括支援センターが担当)。

後はケアマネジャーと相談して業者や利用するサービスを決め、ようやく利用できるようになるわけです。病気の時のように必要になったら誰でもいつでも使える保険ではないということを理解しておきましょう。

介護が必要でも介護サービスを今すぐ使わない場合、こうしたことを知って、準備をすると良いですね。(日本エルダーライフ協会代表理事)